

森林経営計画制度のあらまし

森林経営計画制度は、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、面的なまとまりを持った森林を対象に、単独または共同で森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度です。

森林経営計画を作成すると、様々な支援措置を受けることができ、費用負担を減らして、計画的に森林の手入れを進めることができます。

【計画を立てられる人は？】

- 森林所有者
- 森林の経営の委託を受けた者（森林組合や林業事業者など）

【対象となる森林は？】

- 属地計画・・・林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模の要件を満たす森林
- 属人計画・・・100ha以上の森林を単独で所有している場合に、自ら所有する森林及び森林経営の委託を受けた全ての森林

【森林所有者の皆さんが計画に参加するには！】

- 森林所有者の皆さんが森林経営計画に参加する方法は次の3つです。

①共同で計画を立てる。（属地計画）

複数の森林所有者が集まって、林班または隣接する複数林班の2分の1以上の面積規模の森林を取りまとめ、共同で計画を立て、共同で認定を受けます。

②森林組合などに委託する。（属地計画）

森林組合、林業事業者などの森林の経営の受託者の呼びかけに応じて、森林の経営（施業及び保護）の実施を委託します。林班または隣接する複数林班の2分の1以上の面積規模の森林を取りまとめ、計画を立てて認定を受けるのは森林組合や林業事業者などです。

※森林の経営の委託は、期間を定めて森林の施業と保護の実施を委託するものであり、所有者の財産権を渡すものではありません。

③属人計画を立てる。

100ha以上の森林を単独で所有している場合は、所有森林と受託森林の全てを対象に計画を立て、認定を受けます。

【計画の内容は？】

- 森林の経営に関する長期の方針
- 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画等
- 森林の保護に関する事項
- 森林経営の共同化に関する事項
- 作業路網の整備に関する事項
- 森林の経営の規模拡大の目標等（任意）

【計画を立てるメリットは？】

- 国や県の補助制度を受けることができます。
植栽や間伐などの森林施業についての助成や、施業の集約化のための経費などの助成等
※それぞれの補助要件を満たす必要があります。
 - 所得税の控除を受けられます。
森林経営計画に基づいて伐採または譲渡したときは、山林所得の計算上、その収入金額（伐採・搬出などの必要経費を控除した残額）の20%（収入金額が3,000万円を超える部分については10%）に相当する金額を森林計画特別控除として収入金額から控除することができます。
また、林地保有の合理化等のために林地を譲渡し、取得者が持つ山林の全部につき森林経営計画の認定を受けた場合、譲渡所得の一部（800万円）の控除を受けられます。
 - 相続税が軽減されます。
相続人が、相続または遺贈を受けた計画対象森林について、引き続き森林経営計画に基づいて施業を継続する場合で、一定の要件を満たすとき、林地及び立木の課税価格を5%減額することができます。
 - 相続税の評価額が低くなります。
公益的機能別施業森林においては、課税時期に森林経営計画に認定されている場合、次の表のとおり林地及び立木の評価額が低くなります。
- | 公益的機能別施業森林 | 控除割合 |
|---|------|
| ○水源涵養機能維持増進森林 | 20% |
| ○水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、
長伐期施業森林及び択伐以外による複層林施業森林 | |
| ○水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、
特定広葉樹育成施業森林及び択伐複層林施業森林 | 40% |
- 相続税の延納が認められます。
計画区域内の立木の価格が課税相続財産の価格の20%以上の場合は、立木の価格に対応する部分の税額の利子税が優遇されるとともに、森林経営計画に基づく伐採時期及び伐採材積を基にして分納（延納期間5年以内）できます。さらに、計画区域内の立木の価格が課税相続財産の価格の20%以上で、かつ、課税相続財産の価格のうち不動産等の占める割合が50%以上の場合は、延納期間20年以内（複層林施業森林または長伐期施業森林は40年）とすることができます。

●相続税の山林についての納税を猶予する制度ができました。

この度の法改正で新たに規定された任意の計画事項である「森林経営の規模の拡大等の目標」を記載した森林経営計画（属人計画に限る）を作成した被相続人の所有する山林の全てを後継者が相続または遺贈により取得し、引き続きその計画に従って経営を行う場合に、対象山林に係る相続税の納税を猶予する制度です。

「受託などによる規模拡大の達成」「市町村森林整備計画に掲げる路網密度の達成」など、一般の森林経営計画と異なる要件が課されますが、一定の要件を満たす山林について課税価格の8割に相当する相続税の納税が猶予され、後継者が死亡した場合には猶予されている相続税の納税が免除されます。

●資金の借入でも優遇されます。

①林業基盤整備資金（造林資金）

貸付利率が優遇されます。

融資率が90%になります。

一定の要件を満たす場合、最長55年償還（35年据置）という長期間の借入ができます。

②林業経営育成資金（森林取得資金）

貸付利率が優遇されます。

③森林整備活性化資金

一定の要件を満たす場合、造林資金または利用間伐推進資金のうち利用間伐に必要な資金の2/7の無利子融資を受けることができます。